

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年2月22日)

〔件 名〕

- 1 第3回とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム全体会議の概要及びパブリックコメントの実施結果について (環境立県推進課)・・・1
- 2 平成23年度版鳥取県環境白書(実績編)の発行について (環境立県推進課)・・・4
- 3 拡大湖山池会議並びに確認書締結式の概要について (水・大気環境課)・・・10
- 4 天神川流域下水道下水汚泥有効利用事業について (水・大気環境課)・・・11
- 5 鳥取県生活排水処理施設整備構想に係るパブリックコメントの実施について (水・大気環境課)・・・12
- 6 【鳥取・島根連携】ラムサール条約リレーシンポジウム等の開催概要について (水・大気環境課)・・・14
- 7 第11次鳥獣保護事業計画に係るパブリックコメントの実施について (公園自然課)・・・15
- 8 鳥取県住生活基本計画の改定に係るパブリックコメントの実施結果について (住宅政策課)・・・20
- 9 鳥取県住宅供給公社再生計画の進捗状況について (住宅政策課)・・・22

生活環境部

第3回とっとり環境イニシアティブ推進プロジェクトチーム全体会議の概要 及びパブリックコメントの実施結果について

平成24年 2月22日
環境立県推進課

NPOや地域、企業などと連携して全国をリードする環境実践「とっとり環境イニシアティブ」を進めるため、第3回PT全体会議（最終）を開催し、実行計画「とっとり環境イニシアティブプラン（案）」（以下、「プラン」という）などに対する意見交換を行いました。
また、全体会議に先立ち、プランに係るパブリックコメントを実施しました。

1 第3回PT全体会議

- (1) 日時：平成24年2月13日（月）午後1時～3時
(2) 議題：「パブリックコメント、PT及びWGの意見概要と対応」及び「プラン」に関する意見交換
(3) 参加者：22団体の代表者等

分野	参加団体
商工関係団体	商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会
エネルギー供給事業者	中国電力、鳥取ガス
関係団体	農業協同組合中央会、産業廃棄物協会、 とっとり環境ネットワーク、地球温暖化防止活動推進センター
金融機関	山陰合同銀行、鳥取銀行
交通機関	西日本旅客鉄道、バス協会
県民・消費者代表	連合婦人会
学術機関	鳥取大学、鳥取環境大学、産業振興機構、産業技術センター
行政機関	中国四国地方環境事務所、市長会、町村会、県

(4) 主な意見：

① エネルギーシフト

- 再生可能エネルギーの県民への推奨活動等により加速度的に導入されるように願っている。
- 再生可能エネルギーの導入は10～20%までは可能だが、それ以上導入すると電力供給が不安定になる。
- エネルギーシフトにより、既存のどのエネルギー（原子力・火力等）から転換しようとしているのか明確にすべき。

② 省エネ実践

- まずは県民がどのような社会を目指すのかを考えて課題を明確にし、その上で今何をすべきかを明らかにする、バックキャスト（将来のあるべき姿を設定し、現状からそこに至る道筋を導き出す手法）の考え方が必要である。
- ライフスタイルを変えるには幼児の頃からの環境教育が重要である。
- エネルギー使用量の削減には「LED化の推進」も必要だが、より幅の広い取組として「省エネ機器の普及促進」に取り組んでもらいたい。

③ リサイクル推進

- リサイクル事業で採算を得ていくのはなかなか難しく支援が必要
- リサイクル製品の利用促進を図るべき
- 市町村と連携するなど効果的な啓発が必要

2 とっとり環境イニシアティブプラン(素案)に係るパブリックコメント

(1) パブリックコメントの募集期間

平成24年1月4日から1月27日まで

(2) 応募のあった意見の概要

- ① 意見件数：121件（41名） *PT、WG及び環境審議会委員等の意見を含む
② 主な意見と対応：

主な意見の概要	対応方針
<p>【エネルギーシフト】</p> <p>○再生可能エネルギーの導入加速</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー導入主体として期待される地域住民や企業への理解が重要で、「市民共同発電所の推進」を追加することで、設置が加速する。 目指す将来の姿の図について、大規模な地域間エネルギー供給管理と、再生可能エネルギーを中心とした小規模分散型ネットワークの2段階構造について説明が不足している。 <p>○新たな仕組みや技術の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 高等教育機関の活用・連携強化について明確に記載すべき。 エネルギーの地産地消や県内の技術育成の視点のみでなく、優れた技術を持った企業を誘致して、県内企業と共同研究開発を行い県外へ売り込んでいくことが有効。 	<p>○地域住民や企業の理解が重要であること及び県民が主体となった発電事業の支援について追記。</p> <p>再生可能エネルギーの導入が加速され、小規模分散型地域内エネルギー供給とそのネットワークが構築され、大規模集中型電源との連系による安定したエネルギー供給体制が構築されていることを追記。</p> <p>○県内外の企業、高等教育機関等との共同研究支援及び、産学官コーディネーター連携推進会議やとっとりネットワークシステムを通じ産学官の連携を強化し人材交流を支援することを追記。</p> <p>県内の技術育成と共に、県外の優れた技術を有する企業を誘致し、県内企業と共同して研究開発することで製品を県外へ売り込めるように産学官が連携して支援することを追記。</p>
<p>【環境実践の展開】</p> <p>○環境教育等のあり方について</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な世代や立場の県民が集まり、ワークショップを行い議論の場を創出し、「バックキャスト思考」や「まちづくり」のファシリテーションのもとに「鳥取県のあるべき姿」を明らかにしていくべき。 環境教育の拠点が無い。県内の教育施設の情報集約、環境教育アドバイザーのコーディネート、環境教育関係の資料収集・提供ができる拠点について議論が必要。 <p>○エコポイントに関する構築提言</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネは企業・世帯の協力が必要で、エコポイントや減税を絡めもっと協力が得られやすい施策が必要。 エコポイントについて、ファンド（基金）のようなものがあればいい。 家庭のエネルギー消費量の削減のためエネルギー診断を実施し、目標達成した家庭には助成等をすべき。 <p>○EVカーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県はEV・PHVカーに選定されているので、その概要や導入目標を追記できないか。 	<p>○地球温暖化防止活動推進センターやとっとり環境ネットワークを中心に、各市町村、各教育委員会及び高等学術機関等と連携強化し、意見交換を行いながら、環境教育・学習や具体的な環境実践行動について、効率的、効果的かつ県民運動的な取組の推進を図る。</p> <p>そうした意見交換の中で、「鳥取県のあるべき姿」、「環境教育の拠点作り」及び「教育現場や高等教育機関との連携」等についてのワークショップなどを開催し、議論を進めていくよう検討。</p> <p>○県民や事業者が実施主体となり自主的な取組を図る「鳥取県版エコポイント制度」を構築し、県はその普及促進を図る。その上で今後さらなる取組拡大について検討。</p> <p>○県はEV・PHVカーに選定されており、その概要及び2014年にEVの普及目標を1,800台、2020年に18,000台としていることなどを明記。</p>
<p>【循環社会】</p> <p>○入口対策（ごみの効率的回収と量の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> 4Rを推進するには廃棄物の分別を見直し、併せて施設整備する必要がある。 <p>○出口対策（リサイクル製品の利用拡大）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生ごみの液肥化は各地域で取組が進んできたが、液肥の活用を検討する必要がある。 <p>○低炭素社会との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却熱の有効利用を検討していくべき。 <p>○リサイクル産業の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業技術センターや県内企業で開発された技術シーズや製品の蓄積が相当あると思うが、今後どうした分野の技術・製品の開発や「産業化」を進めていくのかイメージがわきにくい。 	<p>○来年度、市町村枠を越えた圏域レベルでゼロエミッションに向けた検討を行うが、その中で新たな分別と処理の両面からリサイクルシステムの構築を検討。</p> <p>○地域の実情・廃棄物の特性に応じたごみ減量リサイクルシステムの構築を推進し、液肥の活用も幅広く検討。</p> <p>○紙おむつなど廃棄物の燃料化を進めると共に、廃棄物処理法改正で創設された熱回収施設設置者認定制度の円滑な運用を図り、エネルギー利用を推進。</p> <p>○本県ではガラス、バイオマス分野で複数の研究開発が実施されており、リサイクルポートや農業地域である特徴等を活かしつつ、ブランク管ガラスの無害化、蛍光管リサイクル、リン酸吸着発泡ガラス製造やバイオマスのエネルギー化の技術など、この中で独自性、新規性の高い技術を起点に産業化に繋げていく。</p>
<p>【安全・安心】</p> <p>○大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県での自動車排ガスの環境規制の導入を検討し、排ガス抑制をすべき。 	<p>○本県の窒素酸化物や浮遊粒子状物質等の自動車に起因する大気汚染物質の環境基準達成状況は概ね良好で、新たな規制導入は必要ないものと考え</p>

<p>・畜産ふん尿のたれ流し等による水質・土壌汚染について適切な管理体制で取り組んでほしい。</p>	<p>る。 水質汚濁防止法の特定施設に該当する一定規模以上の施設は、届出に基づき適正な指導等を行っている。</p>
<p>【自然共生】 ○三大湖沼の浄化と利活用の推進 ・CODのみの環境評価には疑問があり、東郷湖とその周辺の豊かな自然環境を守り・育てるための新たな指標・視点が必要。 ○生物多様性・健全な自然生態系の保全 ・農山村地域における獣による被害（人的・農産物）は深刻で、このことを直視した対策を。 ・県は自然共生・希少動物保護を謳いながら、具体的方策を示さないか、矛盾した活動をしている。動植物の生命尊重・生命の営みの保証が環境立県の最大条件。 ・外来種ペットの登録による繁殖監視や外来種進入禁止措置等、県独自で規制してはどうか。 ○農地、森林等の持つ環境保全機能の回復 ・農地の多面的機能に関する記載がなく農山村地域の機能消失が危惧される。未使用農地の環境保全につながる利用対策が優先されるべき。 ・間伐材運搬の補助制度、竹の効用を活かした研究等により森林・竹林の活用が促進されるのではないかと。林業機械にエコな機材を導入してはどうか。</p>	<p>○H24年度から県衛生環境研究所において、分かりやすい新たな水質指標づくりに取り組むこととしており、その旨を追記。 ○鳥獣被害対策は野生動物の生息環境の再生保全、侵入防止対策及び個体数を減らす対策の複合的実施を基本としている。 人間と軋轢を生じる野生動物（ツノグマ等）は、生息状況の把握を行い保護管理計画を適宜見直しながら、個体数管理（猟期の見直し、殺処分基準見直し等）や被害防除の取組を行っている。 ペットの繁殖・販売及び人の生命等に害を加えるおそれがある動物等の飼養・保管は必要な法規制がなされており、個人に対してこれ以上の規制は困難であり県独自の規制導入は考えていない。 ○農地は、農業生産・地下水かん養・環境保全・教育啓発・景観形成・レクリエーションの場などの多面的機能を持ち、その保全は安全な農作物の生産・提供にもつながることから、その旨を追記する。未使用農地は農薬・化学肥料を長年使用しておらず、有機農業耕作地として活用しやすいという観点もあり、既存事業を活用して耕作放棄地等の解消を図りたい。 間伐材搬出費用の助成、竹材利用の先導的な取組（調査・研究）等に対する支援は既に行っており、今後とも積極的に実施したい。環境配慮型の大規模林業機械の普及は、技術開発状況等を勘案しつつ検討したい。</p>
<p>【景観・快適さ】 ○美しい景観の保全と創造 ・農村の景観は県の宝で、まちづくりも大事だが、むらづくりも重要。多様な意見を踏まえ、きれいな景観にしてもらいたい。 ○歴史的、文化的街なみの保存と整備 ・県の宝（めだま）を作ってもらいたい。</p>	<p>○プランの対象には農山村の集落も含んでおり、より分かりやすくなるよう、追記する。 地域住民、活動団体等の意見を踏まえ、市町村と連携して、良好な景観の保全と創造に努める。 ○市町村と連携して魅力的な街なみ環境整備を促進し、歴史的・文化的な街なみの保存・活用を進める。</p>
<p>【全体・その他】 ○プラン作成が目的ではない。県の自然がいつまでも豊かで経済発展もあり、安全安心して暮らす為にプランの実現を希望。 ○プラン策定後、県民への周知（PR）が大切。一般に周知協力を求めるものとして、分かりやすい言葉や図・グラフ等で仕上げるガイドブック版などが有効。</p>	<p>○作成したプランの実現に向けた取り組みを推進していく。 ○今後、プランの要約版を作成していくとともに、各種媒体やイベントを利用して、周知・啓発を図っていく。</p>

3 鳥取県地球温暖化対策計画としての位置づけ

- プランは、地球温暖化対策の推進に関する法律で規定される「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び鳥取県地球温暖化対策条例に規定されている「対策計画」として位置づけ、温室効果ガスの総排出量及び吸収量の目標値も盛り込むこととする。

4 今後の予定

- 平成24年3月：鳥取県環境審議会で審議（答申）
- 平成24年3月：とっとり環境イニシアティブプラン策定（「第2次鳥取県環境基本計画」も同時策定）

平成23年度版鳥取県環境白書（実績編）の発行について

平成24年2月22日

環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じる施策を明らかにするもので、当該年度に講じようとする環境施策を取りまとめた「施策編」については年度当初に公表して、県民の方々が利用される各種支援制度などの周知を図っています。

このたびは、「平成23年度鳥取県の環境の現状」及び「平成22年度に講じた施策（平成22年度版鳥取県環境白書に追記）」を「実績編」として、県ホームページ上で公表します。

1 鳥取県環境白書の概要

(1) 「平成23年度鳥取県の環境の現状」（記載の例示）

①水・大気・土壌の保全、環境ホルモンなどの化学物質の適正管理状況

大気中の浮遊粒子状物質の短期的評価、光化学オキシダント、日野川及び三大湖沼の水質において環境基準を達成しなかった。なお、光化学オキシダントについては全国的にも環境基準を達成しているのは0.1%の観測局のみである。

②廃棄物の減量、リサイクル、適正処理

本県のごみ排出量及びリサイクル率は、市町村の生ごみ拠点回収や事業所における紙ごみ・生ごみのリサイクルが拡大したことなどにより、それぞれ約20万トン（一人一日当たり換算すると928グラム）、24.7%（いずれも平成22年度速報値）となり、全国平均以上にごみの減量・リサイクルが進んでいる。

③二酸化炭素などの温室効果ガスの削減状況

鳥取県内における平成22年度のCO₂排出量は、4,265千t-CO₂であり、1990年に比べて7.3%増加したが、再生可能エネルギー導入量及び森林吸収量を合わせると3,673千t-CO₂（1990年度比7.6%減）となっている。

環境を意識した生活や事業活動を推進するため、具体的でわかりやすい取組みを提案している。

(2) 「平成22年度に講じた施策」（記載の例示）

①ラムサール条約湿地「中海」登録5周年事業

「次世代へつなぐ!豊かな中海・宍道湖」をテーマに「中海・宍道湖を知る、学ぶ展」（平成22年10月2日（土）～9日（土）：くにびきメッセ（松江市））と、シンポジウム「次世代へ繋ぐ豊かな恵み」（10月30日（土）：米子市文化ホール）を開催し、ラムサール登録湿地である中海・宍道湖の環境保全・利活用に向けた周知啓発を行った。さらに、「北東アジア子ども交流」（10月9日（土）：米子水鳥公園）では、韓国（慶尚南道）から子どもたちを招いて、鳥取・島根両県の子どもたちと湿地を通じた交流を深めた。

②ごみ減量化リサイクル実践推進事業

県連合婦人会と連携して家庭における生ごみの水切り・堆肥化、ミックスペーパー（雑紙）の分別徹底等の効果検証を行うとともに、その結果に基づいて「ごみ減量・リサイクル実践マニュアル」を策定した。（減量効果：生ごみの堆肥化⇒約3割、生ごみの水切り⇒約2割、ミックスペーパーの分別⇒約1割）

また、生ごみ、紙ごみ等のリサイクルを病院、学校、事業所等に働きかけるとともに、ごみの現状や具体的な取組方法等について、イベントやパネル展示、HP等で県民に情報提供を行った。

③EVタウンの推進

民間のレンタカー事業者と連携し、電気自動車のカーシェアリング事業（平日は県が公用車として活用し、土日祝日はレンタカーとして県民、観光客等に貸出し）や電気自動車の充電設備の設置助成を実施し、県内の電気自動車登録台数は、平成21年度末の5台から平成22年度末には64台と大幅に増加した。

2 環境白書の入手方法

- 県のホームページ（とりネット）に掲載 【鳥取県環境白書ホームページ】

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>

- 県内のすべての図書館、県地方機関及び市町村等に設置してある公共用端末（インターネット）で入手可能



現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成22年度～環境白書](#)

鳥取県環境白書

🔍 もどる

年度:

分類1:

分類2:

- 件名
- ▼1環境教育・環境配慮活動の推進状況
環境教育・環境配慮活動の推進状況
 - ▼2廃棄物の減量、リサイクル、適正処理
廃棄物の減量、リサイクル、適正処理
 - ▼3水・大気・土壌の保全、環境ホルモンなどの化学物質の適正管理状況
水・大気・土壌の保全、環境ホルモンなどの化学物質の適正管理状況
 - ▼4三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生状況
三大湖沼等豊かな自然環境の保全・再生状況
 - ▼5美しい景観の保全状況
美しい景観の保全状況
 - ▼6二酸化炭素などの温室効果ガスの削減状況
二酸化炭素などの温室効果ガスの削減状況
 - ▼7再生可能エネルギーの導入状況
再生可能エネルギーの導入状況
 - ▼8酸性雨、黄砂防止対策の推進状況
酸性雨、黄砂防止対策の推進状況
 - ▼<資料>鳥取県環境行政史表
<資料>鳥取県環境行政史表

「文書が見つかりません」と表示される場合再表示してください。

[▲ページ上部に戻る](#)

[個人情報保護](#) | [リンク](#) | [著作権](#) | [アクセシビリティ](#)

鳥取県生活環境部環境立県推進課
住所 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205 ファクシミリ 0857-26-8194
E-mail kankyourikken@pref.tottori.jp

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → 平成23年度 → 水・大気・土壌の保全、環境ホルモンなどの化学物質の適正管理状況

◎ もどる

鳥取県の環境の現状

3 水・大気・土壌の保全、環境ホルモンなどの化学物質の適正管理状況

水・大気・土壌の保全、環境ホルモンなどの化学物質の適正管理状況

(1)大気汚染

大気汚染を防止するため、大気汚染防止法、鳥取県公害防止条例等に基づき施策を実施している。

平成22年度の環境基準の達成状況は、次表のとおりであり、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素は、環境基準を達成した。

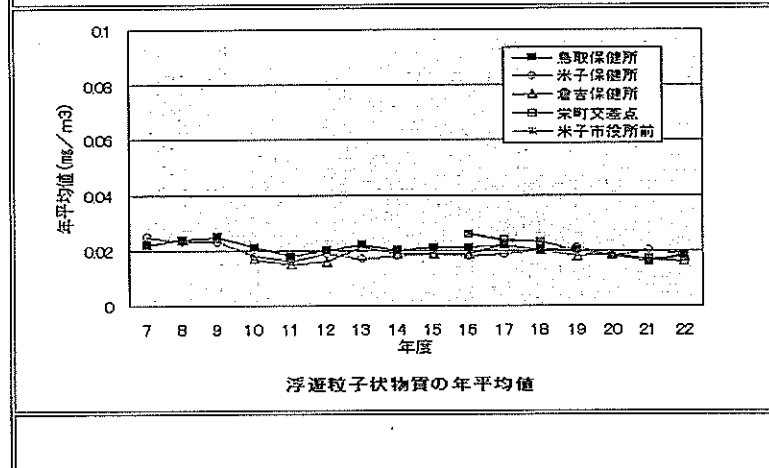
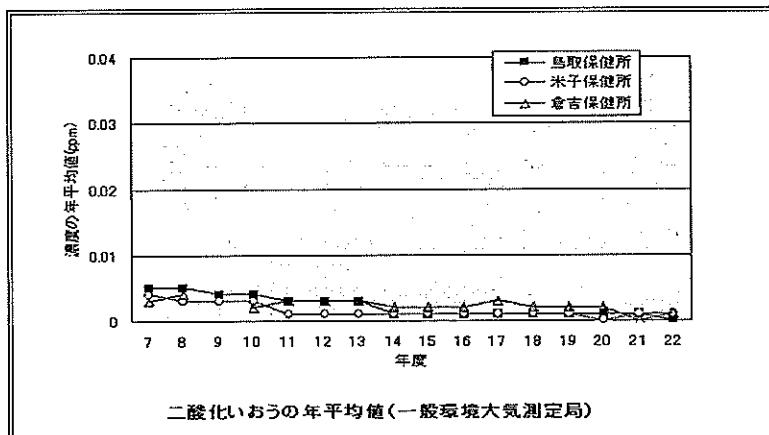
浮遊粒子状物質については、全ての測定局において長期的評価では環境基準を達成したものの、短期的評価では一部において環境基準を達成しなかった。

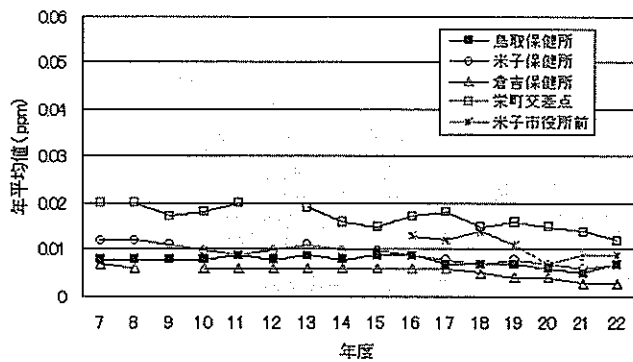
また、光化学オキシダントは環境基準を達成しなかった。

なお、光化学オキシダントについては、全国の測定局(一般)において環境基準を達成したのは0.1%(平成21年度)と、依然として低い水準にある。

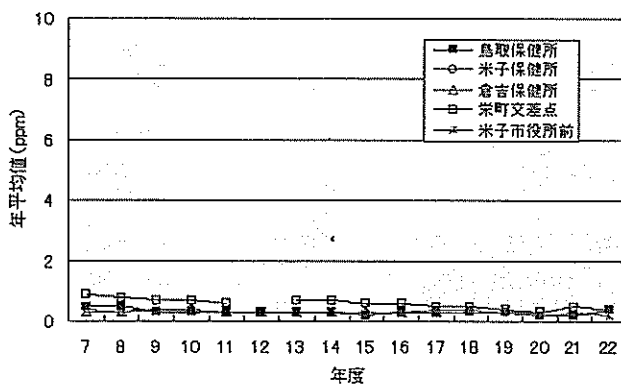
測定局	区分	二酸化いおう	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント
鳥取保健所	一般局	○	△	○	○	×
米子保健所	一般局	○	△	○	—	×
倉吉保健所	一般局	○	○	○	—	×
栄町交差点	自排局	—	○	○	○	—
米子市役所前	自排局	—	△	○	○	—

注)○:達成、×:非達成、△:長期的評価では達成したが、短期的評価で非達成
 栄町交差点局の一酸化炭素については、測定時間が年間有効測定時間に達していないため、参考値となる。

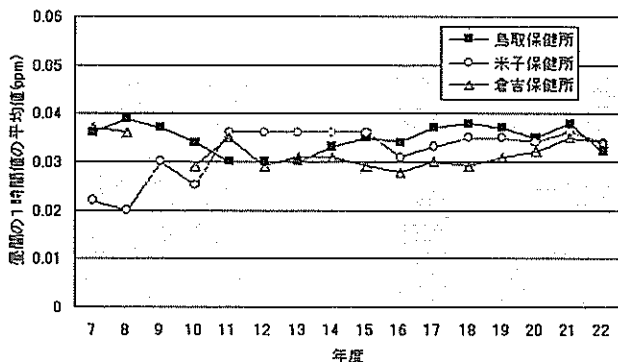




二酸化硫素の年平均値



一酸化炭素の年平均値



光化学オキシダント年平均値

(参考:測定局の種類について)

測定局には一般環境大気測定局や自動車排出ガス測定局等がある。一般環境大気測定局は、大気汚染防止法第22条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視(24時間測定)する測定局で、自動車排出ガス測定局は、大気汚染防止法第20条及び第22条に基づいて、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視(24時間測定)する測定局である。その他、気象局、立体局、バックグラウンド局等がある。

(独立行政法人 国立環境研究所webサイト 環境数値データベース/環境GISより抜粋)

(2)地下水

この水質測定結果は、水質汚濁防止法(昭和45年法律138号)第16条の規定により策定した「平成22年度地下水質測定計画」に基づき測定した結果をとりまとめたものである。

1 調査の内容

(1)概況調査	県下の全体的な地下水質の概況を把握するもの 13地点 (鳥取市5地点、米子市1地点、若桜町2地点、北栄町1地点、大山町2地点、伯耆町1地点、日野町1地点)
(2)汚染井戸周辺地区査	概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するもの 14地点 (北栄町14地点)
(3)継続監視調査	同一地点での地下水質を経年的に監視するもの 49地点 (鳥取市12地点、倉吉市1地点、米子市1地点、境港市10地点、智頭町21地点、湯梨浜町2地点、北栄町2地点)

2 調査結果

環境基準項目(28項目)について76地点(延べ145検体)で調査を行った結果、鳥取市、境港市、智頭町、湯梨浜町、北栄町において環境基準に適合していない井戸が確認された。

環境基準に適合しない井戸の概要

市町村名	区域及び井戸数	項目(環境基準)	検出状況(年平均値)	汚染原因	対策等
鳥取市	行徳、寿町、片原、戎町、南吉方、用瀬町用瀬の6ヶ所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	0.81~6.0mg/L	温泉水の混入等の自然的要因の汚染と推定	<ul style="list-style-type: none"> 井戸所有者への周知と飲用指導 周辺地区調査の実施 継続監視調査の実施
		ほう素(1.0mg/L)	1.1~3.9mg/L		
	朝月、的場の3ヶ所の井戸	砒素(0.01mg/L)	0.016~0.059mg/L	自然由来による汚染と推定	
	賀露町西の1ヶ所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(10mg/L)	17mg/L	施肥と生活排水による汚染と推定	
境港市	京町、渡町の3ヶ所の井戸	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(10mg/L)	17~39mg/L	不明	
智頭町	智頭の6ヶ所の井戸	トリクロロエチレン(0.03mg/L)	0.030~0.14mg/L	不明	
湯梨浜町	中興寺の1ヶ所の井戸	ふっ素(0.8mg/L)	1.1mg/L	温泉水の混入等の自然的要因の汚染と推定	
北栄町	大島の3ヶ所の井戸	砒素(0.01mg/L)	0.016~0.024mg/L	地質・温泉水の混入等の自然的由来による汚染と推定	

(3) 土壌

地盤沈下は、鳥取市北部に見られるが、近年の沈下量は鈍化又は横這いの傾向にある。土壌の汚染については、土壌汚染対策法に基づく指定地域は県内にはない。(H24.2.1時点)

(4) 石綿(アスベスト)

石綿による健康被害を防止するため、大気汚染防止法、鳥取県石綿健康被害防止条例等に基づき、建築物の解体等工事における石綿の飛散防止の徹底、除去した石綿を含む廃棄物の適正処理等の指導を行っている。

また、県内の一般大気環境中の石綿濃度の実態を把握するため、石綿粉じん濃度測定を行っている。

各調査地点の平均値はND(不検出)の範囲であり、すべての地点において、平成22年度に環境省が実施した全国調査の平均値以下であった。また、大気汚染防止法に定める石綿製品等製造工場の敷地境界における濃度基準(10本/L)を大幅に下回るものであった。

(5) ダイオキシン

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、特定施設設置者は施設から排出される排出ガス・排出水・ばいじん等に含まれるダイオキシン類について毎年1回以上測定し、その結果を知事へ報告することとされている。県では、報告された測定結果を集計し、同条の規定により公表している。

○結果の概要

(1) 大気基準適用施設

平成22年度は、大気基準適用施設(廃棄物焼却炉)73施設から排出ガス中の濃度測定の結果について報告があり、いずれも基準に適合していた。

施設の種類		測定対象施設				濃度範囲(平均値)	排出基準値	
		報告済	未測定	休止等	計			
廃棄物焼却炉	焼却能力	(1)4t/時以上	5	0	0	5	0.00064~0.33 (0.13)	1
		(2)2t以上~4t/時未満	6	0	0	6	0~0.2 (0.33)	1又は5
		(3)200kg以上~2t/時未満	29	5	3	37	0.0000021~8.2 (0.95)	5又は10
		(4)200kg/時未満	33	6	10	49	0~5.3 (0.72)	5又は10
合計		73	11	13	97	0~8.2 (0.72)	1.5又は10	

(単位:ng-TEQ/m3N)

注) 排出基準値は、既設炉(H12.1.14以前に設置)・新設炉(H12.1.15以後に設置)の別、施設の規模により異なる。
排出基準値欄の数値は、現在県内に設置されている施設に係る排出基準値。

上記廃棄物焼却炉については、ばいじんを排出した56施設からはばいじん中の濃度測定結果の報告があり、いずれも基準に適合していた。燃え殻を排出した72施設から燃え殻中の濃度測定結果についての報告があり、いずれも基準に適合していた。

項目	報告施設数	濃度範囲(平均値)	基準値
ばいじん	56	0~8.6(0.86)	3
燃え殻等	72	0~2.1(0.13)	

注) 基準値:ばいじん及び燃え殻の処分を行う場合の基準値

(2) 水質基準適用施設

水質基準適用施設のうち、測定義務のある6事業場から報告があり、いずれも排出基準値以下であった。

施設の種類の	測定対象事業場				濃度範囲(平均値)	排出基準値
	報告済	未測定	休止等	計		
パルプの製造漂白施設	1	0	0	1	0.024 (0.024)	10
廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設等	1	0	0	1	0.00042 (0.00042)	
下水道終末処理施設 (特定施設から排出される汚水を処理するもの)	4	0	0	4	0.00059～0.0077 (0.0043)	
合計	6	0	0	6	0.00042～0.0077 (0.0033)	

(注)複数の特定施設を有する事業場については、事業場を代表する施設の欄に計上。

【参考】

1. 単位

(1) 1pg(ピコグラム) = 1兆分の1グラム

(2) 1ng(ナノグラム) = 10億分の1グラム

(3) TEQ(Toxic Equivalent 毒性等量)

ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。この場合に「TEQ」という単位が使われる。

2. ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第105号)【抜粋】

(設置者による測定)

第28条 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、毎年1回以上で政令で定める回数、政令で定めるところにより、大気基準適用施設にあっては当該大気基準適用施設から排出される排出ガス、水質基準適用事業場にあっては当該水質基準適用事業場から排出される排水につき、そのダイオキシン類による汚染の状況について測定を行わなければならない。

2 廃棄物焼却炉である特定施設に係る前項の測定を行う場合においては、併せて、その排出する集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻につき、政令で定めるところにより、そのダイオキシン類による汚染の状況について、測定を行わなければならない。

3 大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、前2項の規定により測定を行ったときは、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告を受けた第1項及び第2項の測定の結果を公表するものとする。

(6) 内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)

内分泌かく乱化学物質(いわゆる環境ホルモン)は、人や野生生物への影響、作用のメカニズム等科学的に未解明な部分が多く残されているが、人や野生生物の正常なホルモン作用をかく乱し、生殖機能を阻害する等悪影響を及ぼす可能性が示唆されている。

県では、平成11年度から県内の公共用水域中の水質・底質(川底等の泥)及び水生生物中の内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質等の実態調査を実施しており、平成22年度は公共用水域中の水質について調査を実施した。

1 調査の概要

(1) 調査年月 平成22年11月～12月

(2) 調査地点

- ・定点調査: 河川11地点、湖沼3地点、海域8地点(計22地点)
- ・有機スズ化合物調査: 港湾(鳥取港・米子港・田後港・赤碕港:各3地点)
漁港(網代漁港・泊漁港・境漁港・淀江漁港:各3地点)
湖沼3地点、海域8地点

(3) 調査対象物質

これまでの調査で、メダカに対して内分泌かく乱作用を有する可能性があるとして推察された4物質、巻貝に対して内分泌かく乱作用を有すると推察された有機スズ化合物(2物質)及び人畜由来の女性ホルモン(1物質)の計7物質

- ・DDT(ジクロロジフェニルトリクロロエタン)
 - ・アルキルフェノール類: ノニルフェノール及び4-tert-オクチルフェノールの2物質
 - ・ビスフェノールA
 - ・17-β-エストラジオール
- ・有機スズ化合物調査: トリブチルスズ及びトリフェニルスズの2物質

2 調査結果

(1) DDT

全地点で、検出されなかった。

(2) アルキルフェノール類

全地点で、検出されなかった。

(3) ビスフェノールA

全地点で、検出されなかった。

(4) 17-β-エストラジオール

全地点で検出されなかった。

(5) 有機スズ化合物調査

有機スズ化合物は、過去に船底塗料に使われていたことから、港湾・漁港内等において調査を実施した。

湖沼及び海域については検出されず、港湾及び漁港においても、図が示した水質評価の目安値0.1μg/L以下であった。

▲ ページ上部に戻る

個人情報保護 | リンク | 著作権 | アクセシビリティ

拡大湖山池会議並びに確認書締結式の概要について

平成24年2月21日、22日
水・大気環境課
農政課
河川課

知事と鳥取市長との意見交換会（H22.5.14）等の合意により「湖山池の望ましい姿」を検討するために発足した「湖山池会議」に知事・市長も出席した「拡大湖山池会議」を開催し、「将来ビジョン」を説明。その策定に至った。

また、「拡大湖山池会議」に引き続き、湖山池周辺4地区（瀬、三津、福井、西桂見）の農業者代表と畑作営農への転換等に関する「確認書」を締結した。

1 開催日時等（第8回）

○日時：平成24年1月31日（火）13:00～14:00

○場所：県庁 議会棟3階 特別会議室

○出席者：

（鳥取市）市長 副市長 他関係部長

（鳥取県）知事 統轄監 他関係部長

（湖山池関係者）4地区（瀬・三津・福井・西桂見）農業代表者、湖山池漁協代表者、100人委員会代表者、2地区（湖東大浜・大井手）その他関係団体代表者

2 概要

（1）湖山池将来ビジョンの策定について

○ 将来ビジョン（別添資料1参照）を紹介・説明し、原案のとおり、策定承認された。

（2）確認書の締結

○ 4地区（瀬、三津、福井、西桂見）の代表者と知事、市長で湖山池の水を利用しない飼料作を前提とした畑作営農への転換等に関する「確認書」を締結した。（別添資料2参照）

（3）その他

○ 農業者・漁業者・自治会の周辺団体代表者から、「元に戻すことは容易ではないが、綺麗な池になるように県や市もしっかり取り組んでいただきたい」など、将来の湖山池に対する想いの表明があった。

〔参考：過去の湖山池会議の開催概要〕

第1回～第4回（H22年6月25日、8月11日、10月29日、H23年3月30日）

・湖山池の将来ビジョンの策定に向け、市民アンケート、水質シミュレーション等の内容検討を実施 等

第5回（H23年8月3日）

・市民アンケート、水質シミュレーション結果、営農意向調査結果等を参考に、自然環境の変化が比較的小幅に抑えられる東郷池程度の塩分管理が今後の目指す方向と確認 等

第6回、第7回（H23年10月4日、12月6日）

・将来ビジョン（案）の内容検討を行い、パブリックコメントを実施して策定に向かうことを確認

・畑地化について、地元との調整状況を確認し、今後の進め方を確認 等

天神川流域下水道下水汚泥有効利用事業について

平成24年 2月22日
水・大気環境課

今年度、天神浄化センターにおいて排出している下水汚泥の減量化・再資源化の事業手法の一つとして、民間事業者からPFI等を含む提案を募集し、天神川流域下水道下水汚泥有効利用事業検討会（以下「検討会」という。）において審査した結果、最優秀提案、優秀提案を選定しました。

1 検討会の検討経緯

(1) 委員 3名

委員長：細井由彦(鳥取大学教授) 委員：小野達也(鳥取大学教授)、伊木隆司(公認会計士)

(2) 検討経緯

平成23年 6月24日 提案に係る募集要項及び審査基準を決定

平成23年 6月27日 提案の募集開始

平成23年11月 7日 6社より提案書の提出を受理

平成23年12月 7日 3社の提案に対するヒアリング等の実施

平成24年 1月17日 3社の提案に対するヒアリング等の実施

// 提案に対する最終審査並びに、最優秀提案及び優秀提案の選定

2 検討会の審査結果

(1) 最優秀提案

事業名	汚泥資源化施設事業(汚泥肥料化施設) 自家用発電施設事業(消化ガス発電設備、太陽光発電設備)
代表企業	共和化工株式会社 広島支店
構成企業	因幡環境整備株式会社
概要	消化ガス発電、太陽光発電の導入。 超高温好気性発酵技術による低コストで安定した肥料化。

(2) 優秀提案

事業名	「T-GREENプロジェクト」 下水汚泥有効利用施設整備運営事業
代表企業	水ing株式会社
構成企業	株式会社チュウブ
概要	高濃度低動力濃縮機、高効率汚泥脱水機の導入。 汚泥消化槽の増設。 消化ガス発電、太陽光発電の導入。 下水汚泥とバイオマス(芝残渣)の混合消化方式による、消化ガス発生量の増加による発電量の増加及び脱水汚泥含水率の低減。

3 今後のスケジュール

(1) H24年度

上記2提案と従来どおりの直営による事業手法の各々の長所・短所を整理し、流域関連市町と協議して今後の事業方針を決定する。

(2) H25年度以降

詳細設計業務、改築工事の発注。

鳥取県生活排水処理施設整備構想に係るパブリックコメントの実施について

平成24年 2月22日
水・大気環境課

1 パブリックコメント募集について

本県では、家庭からの生活排水や事業所排水による水質汚濁を無くし、海、川、湖などの水をきれいにし、よりよい環境の実現を図るため、「鳥取県生活排水処理施設整備構想」（以下「整備構想」という。）を平成14年度に策定しました。同構想策定から今年度で約10年経過することから、「鳥取県将来ビジョン」（平成21年2月策定）の基本理念及び社会経済情勢の変化を踏まえて改定を行うこととし、県民の皆様から広く意見を聞くため、パブリックコメントを実施します。

2 生活排水処理施設整備構想の概要

整備構想は、県内市町村全域において、下水道等各種汚水処理施設を適切な役割分担のもと、効率的に整備していくことを目的とするものです。今回の見直しにあたっては、平成23年度から今後10年間を見据え、県内19市町村において今後の行政人口の推移、経済比較等による処理区域等の見直しを行った結果を取りまとめて策定することとしています。

詳細は別添のとおりですが、その主な内容は次のとおりです。

①整備目標

平成32年度末における整備人口普及率目標 94.3%

（参考）平成22年度末実績 90.7%

②各市町村における処理施設の整備手法毎の整備区域

別紙「鳥取県生活排水処理施設整備構想図」のとおり

3 パブリックコメントの実施期間

平成24年2月22日（水）から3月7日（水）まで

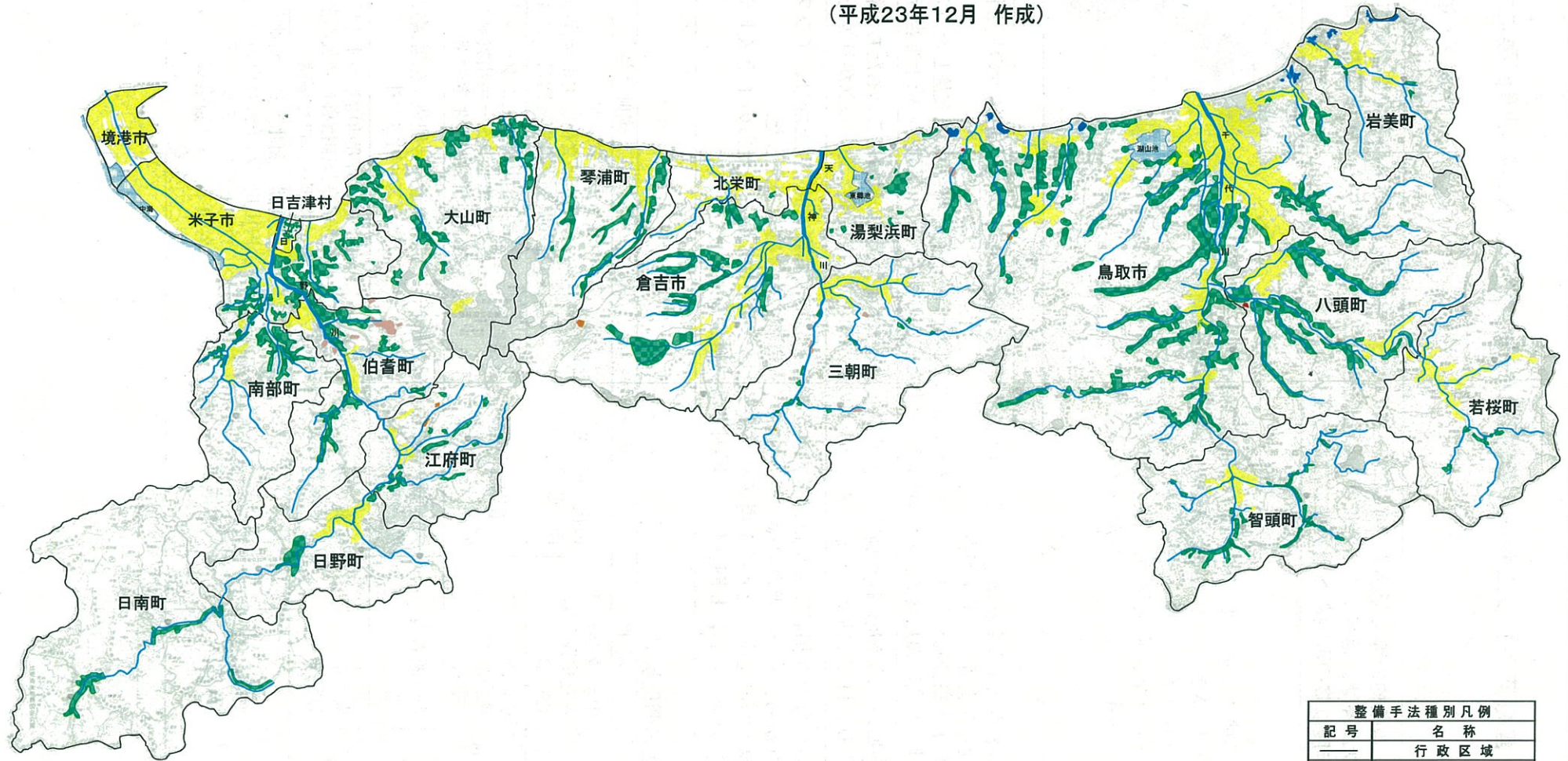
4 今後の予定

3月中旬 パブリックコメントへの回答

3月下旬 整備構想の策定

鳥取県生活排水処理施設整備構想図

(平成23年12月 作成)



記号	名称
—	行政区域
■ (Yellow)	公共下水道
■ (Green)	農業集落排水
■ (Blue)	漁業集落排水
■ (Orange)	林業集落排水
■ (Red)	コミュニティ・プラント
■ (Brown)	小規模集落排水処理施設整備事業
□ (White)	合併処理浄化槽

この図面は最終年度(事業完了時)の整備構想を示したものです。

【鳥取・島根連携】ラムサール条約リレーシンポジウム等の開催概要について

平成24年2月22日
水・大気環境課

○ラムサール条約の趣旨であるワイズユースのため、今年度、鳥取・島根で連携実施したリレーシンポジウム等は、延べ711名に参加いただき、こどもたちを中心とする国内、海外交流等により、次年度以降の取組みへ着実に繋がっている。

1 開催

- 日時 平成24年2月18日(土) 午後2時から午後4時
- 場所 くにびきメッセ「国際会議場」(島根県松江市)
- 参加者 500名
- テーマ 中海・宍道湖を学び、楽しもう!!
～ギョギョっと、さかなクンとともに～



2 概要

時間	内容
活動報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴビウス子ども探偵団は、斐伊川の源流である船通山登山の様子、宍道湖の生き物調べ及び海草学習等の成果を報告した。 ・米子水鳥公園ラムサールクラブ・ジュニアレンジャーは、23年秋に実施した「こどもラムサール全国湿地交流」や「韓国のこどもたちとのラムサール交流」の様子を報告した。
自然紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・各県の条約普及の拠点施設「ゴビウス」、「米子水鳥公園」の職員とこどもたちが紙芝居等により、日ごろ活動しているフィールドの豊かな自然、生き物、命のつながり等を紹介した。
基調講演	<ul style="list-style-type: none"> ・さかなクン招聘で会場は親子ずれを中心として、満席(500名)となり、イラストを描きながら、テーマどおり楽しく、中海・宍道湖の生き物を紹介した。 ・親子づれを中心とする来場者は、あっという間に描かれる魚たちのイラストやさかなクンの話を熱心に見聞きし、会場内では笑顔があふれた。

《平成23年度の開催状況》

開催月	場所	テーマ	講師等
鳥取県 8月12日(金)	中海及びむきばんだ史跡公園 (28名)	古代・昔・ちょっと昔の中海を感じよう!	<ul style="list-style-type: none"> ・中海クルージング ・むきばんだ文化財主事⇒昔の生活 ・鳥取県公文書館専門員⇒海藻刈り
島根県 9月25日(日)	道の駅 秋鹿なぎさ公園 (35名)	宍道湖・中海の自然とその歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財調査センター⇒昔の暮らし ・古代文化センター⇒出雲風土記・神話 ・宍道湖自然館⇒生き物調べ
島根県 11月13日 (日)	宍道湖周辺 (33名)	宍道湖・中海の自然とその歴史を巡る(バスツアー)	<ul style="list-style-type: none"> ・西川津遺跡⇒埋蔵文化財調査センター⇒ゴビウス⇒出雲大社
鳥取県 1月14日 (日)	米子水鳥公園 (42名)	中海の水中の様子や魚・貝・水鳥を見てみよう!	<ul style="list-style-type: none"> ・海中景観研究所所長⇒水中映像 ・米子水鳥公園指導員⇒公園散策、水鳥の食べ物調べ、自然観察
鳥取・島根 10月8～9日 (土日)	米子水鳥公園 (73名)	こどもラムサール全国湿地交流会	<ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖 湖北野鳥・湿地センター ・円山川・ハチゴロウの戸島湿地豊岡コウノトリK I Sクラブ ・谷津干潟自然観察ジュニアレンジャー等との交流

第11次鳥獣保護事業計画に係るパブリックコメントの実施について

平成24年2月22日
公園自然課

県の野生鳥獣の保護管理に関する基本的な考え方を定める鳥獣保護事業計画の第11次計画（平成24～28年度）を策定するにあたり、計画案についての意見募集を行っています。

1 計画策定の背景

- 「鳥獣保護事業計画」とは、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」第4条の規定に基づき、環境省が定める基本方針に即して、県の野生鳥獣の保護管理に関する基本的な考え方を定めるもの。
- 平成23年9月に環境省の基本指針が見直され、平成24年4月1日が第11次計画の始期とされている。

2 計画の内容

(1) 策定方針

- 生物多様性の確保及び生活環境の保全を図るとともに、農林水産業の健全な発展及び地域の活性化とも両立し、野生鳥獣と人との軋れきを避けながら両者が共存し、自然豊かな郷土を後世まで伝えることを基本とする。
- 鳥獣の保護管理は、因果関係が不明確な自然を対象とするものであり、不確実性を前提とした順応的な管理が必要とされ、状況の変化により適宜計画を見直し変更する。
- 多様な主体の参加と連携を通じて、鳥獣保護区の管理や特定鳥獣保護管理計画事業の実効性を高めるとともに適正な狩猟を図る。

(2) 計画期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）

(3) 計画項目

- 第一 鳥取県の現状と鳥獣保護事業の推進
- 第二 計画の期間
- 第三 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- 第四 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- 第五 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
- 第六 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項
- 第七 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項
- 第八 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- 第九 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項
- 第十 その他（普及啓発、傷病鳥獣救護の基本的な対応など）

3 意見募集の方法

(1) 計画の閲覧方法

- 県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館、各市町村役場での閲覧
- 鳥取県のホームページからダウンロード

(2) 意見応募の方法

郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、各総合事務所県民局、県立図書館の意見箱への投函

(3) 意見募集の期間

平成24年2月20日（月）から3月8日（木）まで

4 今後のスケジュール

- 2月下旬 パブリックコメント、関係機関（国、市町村等）意見照会
- 3月13日（火） 環境審議会諮問
- 3月30日（金） 告示予定

第11次鳥獣保護事業計画案の概要

鳥獣保護事業の基本指針

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第3条の規定に基づき環境大臣が定める鳥獣保護事業計画を実施するための基本指針（平成23年9月5日公布）

基本指針に即して都道府県知事が鳥獣保護事業計画を策定

第11次鳥獣保護事業計画

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条の規定に基づき都道府県知事が定める計画
- 市町村等要望聴取、国との協議等を経て、鳥取県環境審議会で審議され、県が策定する。

鳥取県の現状と鳥獣保護事業の推進

- 本県は豊かな自然に恵まれ、林野面積比率は74%と高く、中国山地最高峰の大山、第2位の氷ノ山、ラムサール登録湿地の中海等、野生鳥獣の生息に適した環境を有している。
- 近年は大型獣類による農林業、生活、生態系被害が問題化し、加えてヌートリア、アライグマ、ソウシチョウ等の特定外来生物も増加している。
- 狩猟は、鳥獣の個体数調整という意味で鳥獣被害防止に重要な役割を果たしてきたが、狩猟者は高齢化、減少が進んでおり、地域ぐるみでの捕獲など新たな捕獲体制の取組も必要。
- 本計画は、野生鳥獣の安定的存続と農林水産業等の各種被害の防止を基本とし、生物多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展及び地域活性化に寄与するとともに、野生鳥獣と人との軋れきの軽減と共存、自然豊かな郷土を後世まで伝えることを目的として策定する。

計画の期間

- 平成24年4月1日から平成29年3月31日

鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

- 鳥獣保護区の指定方針、新規指定、区域の拡縮及び期間更新
 - ・鳥獣保護区は、鳥獣の生息状況により、森林鳥獣生息地、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地、生息地回廊、身近な鳥獣生息地の保護区の6つに区分して指定する。
 - ・鳥獣保護区の指定期間は原則10年とする。
 - ・鳥獣保護区20箇所のうち本計画期間中に15箇所、14,682haが期間満了となり、引き続きこれらを積極的に期間更新する。
 - ・オオタカが生息する清水原特定猟具（銃器）使用禁止区域について、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣保護区の新規指定を検討する。
- 特別保護地区の指定方針、新規指定、区域の拡縮及び再指定等
 - ・鳥獣保護区の6指定区分に従い、鳥獣保護区内の中核となる部分は特別保護地区の指定を検討する。
 - ・本計画期間中に期間満了となる芦津及び三徳山特別保護地区は再指定する。
 - ・集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区について、関係者、学識経験者等の意見を聴取し、特別保護地区の指定の可能性について検討する。
- 休猟区の指定
 - ・狩猟鳥獣が著しく減少している区域を指定することとし、指定期間は3年以内とする。

○標識類等の整備及び管理

- ・鳥獣保護区等の境界線が明らかになるよう標識を設置することとし、老朽化したものから更新する。
- ・大山オオタカの森の鳥類観察路の維持管理を行う。

鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項(傷病鳥獣の保護収容後及び錯誤捕獲の放鳥獣等を除く。)

- ・狩猟資源確保の観点で平成22年度まで行われていたキジの放鳥は行わない。
- ・獣類の放獣は、生態系へ影響を及ぼすおそれがあるため、原則行わない。

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

○鳥獣の区分と保護管理の考え方

- ・希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等、一般鳥獣に4区分して保護管理を行う。
- ・希少鳥獣は、環境省レッドリストで絶滅危惧ⅠA・ⅠB類・Ⅱ類に該当する種及び絶滅のおそれのある地域個体群、鳥取県レッドリストで絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類に該当する種、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例で特定希少野生動植物及び希少野生動植物に指定されている種とし、生息状況等の把握に努め、種及び地域個体群の存続を図る。
- ・狩猟鳥獣は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条に指定されている狩猟鳥獣とし、狩猟資源として存続を図る。
- ・狩猟鳥獣の中でも、イノシシとニホンジカは特定鳥獣保護管理計画(以下「特定計画」)を策定して個体数の削減を図り、ツキノワグマは、特定計画を策定して狩猟による捕獲を禁止するとともに有害捕獲の基準を定めて個体群の維持を図りつつ、人身被害等の防止対策を推進する。
- ・外来鳥獣は、本来、本県に生息しておらず、人為的に本県に導入された鳥獣あるいは人為的に日本に持ち込まれた後、分布を拡大させ鳥取県に進入した種とし、その生息状況の把握に努め、特定外来生物については根絶を目指す。
- ・一般鳥獣は希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とし、その生息状況の把握に努め、個体群の極端な増減等に応じて必要な対策を講じるものとする。

○被害の防止を目的とする捕獲(有害鳥獣捕獲)の許可基準

- ・被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できない場合に、その防止、軽減を図るために行う。ただし、外来鳥獣についてはこの限りではない。
- ・狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、ウソ、ニホンザル及び外来鳥獣等以外の鳥獣は、被害等が生じることは稀であり、有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては慎重に取り扱うものとする。
- ・被害のおそれがある場合に実施する予察捕獲は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性がある場合に行う。実施に当たっては、学識経験者等の科学的意見を聴取し、鳥獣の種毎に被害時期、地域別の被害発生予察表を作成して実施する。

○鳥獣の適正管理の実施

- ・農作物、生活環境及び生態系への被害のおそれのある鳥獣について、生物多様性の保全に留意しつつ、農林水産業の振興と鳥獣保護の総合的かつ効果的な防除、個体数管理等の対策を講じる。

○捕獲体制の整備に関する方針

- ・有害鳥獣捕獲の適正かつ迅速な実施を図るため、有害鳥獣捕獲許可制度の周知を図る。
- ・市町村においては被害防止計画との整合性を図りつつ、適切かつ効果的な捕獲を実施するための実施体制の整備を推進する。

- ・従来の捕獲班に加えて、市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊等の新たな捕獲体制の検討を行うとともに関係者の連携を図る。
- 鳥獣の飼養の適正化
- ・本県では愛がん飼養を目的とした捕獲許可は行わない。

特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

- 特定猟具使用禁止区域の指定方針、新規指定及び期間更新
- ・地域関係者の意向をもとに事故発生のおそれのある区域について指定する。
 - ・本計画期間中に、既指定の特定猟具(銃器)使用禁止区域67箇所中37箇所、面積で54%にあたる6,084haが期間満了となるが、その指定理由を考慮して全箇所を更新する。
 - ・倉吉市の津原地区について平成24年度に新規に指定する。
- 特定猟具使用制限区域の指定方針
- ・特定猟具使用制限区域の指定は無い。
- 猟区の設定
- ・市町村、狩猟者団体等からの要望があれば必要に応じて指導する。
- 指定猟法禁止区域の指定方針
- ・鉛製散弾による水鳥の中毒事故防止のため、5箇所、約28haが指定猟法禁止区域(鉛散弾銃猟)に指定しているが、本計画期間中の新規指定計画は無い。

特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

- イノシシ保護管理計画・ニホンジカ保護管理計画
- ・特定計画を策定し、猟期の延長、くくりわな直径規制の解除及び日当たり捕獲頭数の制限の解除を行い、個体数の削減を図る。
- ツキノワグマ保護管理計画
- ・特定計画を策定し、狩猟による捕獲の禁止や有害捕獲の基準を定めて個体群の維持を図りつつ、生息状況に応じ人身被害等の防止対策を実施する。

鳥獣の生息状況の調査に関する事項

- 科学的知見に基づく保護管理を行うための鳥獣生息分布等の各種調査を実施する。
- 希少鳥獣調査
- ・本県の希少動植物種に指定され、県鳥でもあるオシドリについて、分布、生息数及び生態等を調査し、増減傾向を把握して保護対策に資する。
- ガン・カモ・ハクチョウ類調査
- ・県内のガン・カモ・ハクチョウ類の飛来地で定期的に生息数を調査する。1月中旬に行う調査は、全国的な一斉調査日に合わせて行う。
- 鳥獣保護区等調査
- ・鳥獣保護区の更新、管理等を適正に行うため、既指定鳥獣保護区及び新規指定候補地において鳥獣の生息状況を調査する。
- 狩猟対策調査
- ・全狩猟者から捕獲した狩猟鳥獣の情報を収集して、狩猟鳥獣の生息動向を把握する。
 - ・イノシシとニホンジカについて狩猟記録用紙を配布、回収し、狩猟日数や捕獲数等から捕獲効率等を解析して生息動向を把握する。
- 有害鳥獣対策調査
- ・野生鳥獣による被害について種別、市町村別に発生状況を調査し、実態把握に行う。

鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

○鳥獣保護員の配置や研修

- ・ 専門知識を持った自然保護監視員(鳥獣保護員)を総合事務所に引き続き配置し、鳥獣保護業務と自然公園監視業務を一体とすることで体制の強化を図る。
- ・ 自然保護監視員は自然保護や鳥獣保護に係る研修などに参加して業務に必要な知識、技術等の習得に努める。

○保護管理の担い手の確保

- ・ 環境省等主催の研修会等を活用して保護管理の担い手となる人材の育成に努める。
- ・ 鳥獣の保護管理の担い手である狩猟者の減少、高齢化が進んでおり、狩猟免許取得希望者に対する捕獲者養成講習等を実施し、狩猟者の養成、確保に努める。

○鳥獣保護センターの設置

- ・ 傷病鳥獣の取扱いに関する県民の意見等を参考にしながら、設置について検討する。

その他

○鳥獣保護思想の普及

- ・ 市町村、学校及び関係団体等の協力を得て行い、生物多様性や自然環境保全意識の高揚を図る。

○傷病鳥獣の保護に関する方針と体制

- ・ 人との関わりにより負傷し自力で生息できないものを対象とし、農林業被害が甚大なカラス、ニホンジカ、イノシシ等や特定外来生物等は救護の対象としない。

○愛鳥モデル校の指定に関する年次計画

- ・ 小中学校の児童、生徒の情操教育の一環として、愛鳥思想の普及啓発を図るため、県内で20校の指定を図る。

○愛鳥週間行事、探鳥会等の計画

- ・ 愛鳥モデル校を中心に、探鳥会、巣箱作り等の愛鳥活動を実施する。
- ・ 愛鳥週間ポスター、野生動物のすみか等コンクールを実施する。

○法令の普及に関する方針、重点項目の年間実施計画。

- ・ 鳥獣の捕獲規制制度の周知徹底を図る。
- ・ 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の狩猟の禁止、制限がある区域の周知徹底を図る。
- ・ 捕獲物等の放置の禁止について、周知徹底を図る。

鳥取県住生活基本計画の改定に係るパブリックコメントの実施結果について

平成24年2月22日
くらしの安心局住宅政策課

1 意見募集期間

平成23年12月19日（月）から平成24年1月18日（水）までの4週間

2 計画改定の概要

本県では、住生活基本法に基づき、住宅施策の総合的かつ計画的に推進するための基本事項を定める鳥取県住生活基本計画を平成18年に策定しました。同計画が今年度で5年が経過することから、「鳥取県将来ビジョン」（平成21年2月策定）の基本理念及び社会経済情勢の変化を踏まえて改定を行います。

3 応募のあった意見の概要

(1) 意見の件数・・・11件

(2) 意見の概要と対応方針

○民間賃貸住宅・住宅セーフティネットに関する意見 5件

意見の概要	対応方針
民間アパート等のバリアフリー化は、民間賃貸住宅への入居促進には重要な課題。既存住宅を改修するための公的な助成の拡充、条例での規制の強化等を行い、その推進を図ってください。	計画案において、民間賃貸住宅のバリアフリー化を推進するため、市町村と連携して助成制度を設けることを検討することとしております。
障がいのある方の居住支援は、民間賃貸、公営住宅双方の機能をバランス良く組み合わせ、その機能を十分発揮させることが重要なので、居住支援協議会は民間賃貸住宅への入居の促進と公営住宅の供給量や優先入居制度の拡充等に関して総合的に議論できる組織としてください。	居住支援協議会（県・市町村、不動産団体、居住支援団体で構成）は民間賃貸住宅のみでなく公営住宅による住宅セーフティネットの構築についても検討し、県・市町村の公営住宅施策に反映させます。
民間賃貸住宅に入居する際に保証人の確保が困難な場合が少なくありません。 北九州市、横浜市等で実施されている民間保証会社との提携を図る等、家賃保証の仕組みを充実させる施策を推進してください。	家賃債務保証会社との提携には課題がありますが、保証人の確保が困難な方でも賃貸住宅に円滑に入居できるよう制度の普及啓発だけでなく、家賃債務保証制度の利用が進むよう方策を検討します。
不動産店や家主等の中には、障がい者に対する偏見が存在し、入居を拒否される事例がある。障がいを理由とする入居拒否がなくなるよう、不動産店、家主等に対して、障がいや地域の支援体制等について理解を進めていく必要があります。	不動産団体、居住支援団体等と連携して、障がい者や高齢者であること理由とした入居拒否の解消に向け不動産店、家主に啓発を行うなど宅地建物取引における人権問題解決に努めます。
民間賃貸、公営住宅を問わず、障がいのある方の住宅探し、入居時及び入居後の支援は、暮らしの安定のために重要な支援です。居住支援を一層充実していく観点から、福祉施策と住宅施策が連携して、一体となって賃貸住宅への入居及び生活支援を推進していく施策を行ってください。	「あんしん賃貸支援事業」により、専任の相談員が福祉関係団体と不動産店をつなぎ、高齢者、障がい者等の入居支援を継続するとともに居住支援協議会を設け、住宅施策と福祉施策が連携した入居支援が展開できる体制を設けることとしております。

○公営住宅に関する意見 6件

意見の概要	対応方針
<p>県外から来た人や職場が実家から遠い若者に対し、公営住宅の入居基準を下げてください。</p> <p>公営住宅自体の供給は、現状の高齢化で若者の入居は困難かもしれませんが、県内の空き家を県もしくは下請け企業が家主を介して一般に賃貸できるようにしてください。</p>	<p>UIJ ターン者、若者定住向け住宅など地域の実情に応じた公営住宅の供給を検討します。</p> <p>増加する空き家の活用としては、戸建て住宅借り上げ制度の活用による住み替え促進、地域活性化に資する空き家住宅の活用支援等を進めることとしております。</p>
<p>障がいのある方は移動に困難を抱える者が多いが、公営住宅は多くが郊外にあり、一方中心市街地にある民間賃貸住宅は家賃が高く入居が困難でありますので、市街地の民間賃貸住宅を借り上げ、公営住宅として低廉な家賃で供給する施策を推進してください。</p>	<p>高齢者、障がい者向けの住宅は、病院、買い物など生活の利便性の高い市街地でのニーズが高いため、高齢者、障がい者向けの借り上げ公営住宅の供給は主に市街地において検討します。</p>
<p>民間賃貸住宅において、個別の障がいに合わせた特別な配慮を求めることは困難であることから、こうしたニーズについては、引き続き公営住宅において計画的に新築及び既存住宅の改修を行い、車いす対応住宅として供給してください。</p>	<p>計画案において、地域毎に障がい者のニーズを踏まえて公営住宅の改善事業、建替事業、1階の空き住戸において、市町村と連携して車いす使用者向け住宅を供給することとしております。</p>
<p>現在の優先入居制度は、県と市町村、市町村間で統一されておらず、対象者や車いす対応住宅の設置に格差があります。</p> <p>県営住宅、市町村営住宅のどちらでも応募できるように対象となる障がいの種別や程度、車いす対応住宅の設置に対する考え方等を統一し、障がい者の一層の入居機会の拡大を図ってください。</p>	<p>県と市町村で住民のニーズに応じた県営住宅・市町村営住宅の効率的な供給・管理体制を検討することとしており、県・市町村による共同管理等目指す上で、優先入居制度のあり方、県・市町村の役割分担についても検討します。</p>
<p>公営住宅を活用したグループホームについては、大阪府などの先進地の事例や国土交通省の通知を参考に、倍率の高い公営住宅においても一定枠を確保し計画的に供給する等、新たな仕組みを導入してください。</p>	<p>公営住宅による障がい者向けグループホームの設置にあたっては、ご意見を踏まえできるだけ利便性の高い市街地の公営住宅で設置するよう検討します。</p>
<p>県営住宅の優先入居制度は、対象となる方は困窮度に関わりなく一律に扱われているが、対象者中でも、現在の住まいの状況等によって住宅の困窮度合いは一律ではないので、より困窮している方から優先して入居できる仕組みを導入する等、制度の見直しを検討してください。</p>	<p>計画案において公営住宅の選考方法をより困窮度の高い世帯が入居しやすくなるよう選考方法の見直しを行うこととしており、居住支援協議会の意見を踏まえて検討します。</p>

4 今後のスケジュール

時期	内容
平成24年 2月	国土交通大臣への正式協議・同意
平成24年 3月	住生活基本計画の公表

鳥取県住宅供給公社再生計画の進捗状況について

平成 24 年 2 月 22 日
くらしの安心局住宅政策課

鳥取県住宅供給公社は、長引く景気低迷により住宅需要が落ち込み、事業採算が悪化したことから平成 20 年度に再生計画を策定し、県も経営の安定化を図るため民間金融機関からの有利子借入金の繰上げ償還に充てる資金を貸し付けする財政支援を行うなど、引き続き、経営再建中である。

この再生計画に基づき、業務体制の合理化や分譲宅地の販売促進に取り組んでいるが、その後も続く販売価格の下落及び評価損の計上等により経営改善が捗らず、目標としている平成 24 年度の経常黒字への転換が難しい状況にある。

この状況を踏まえ、現在、さらなる合理化も含め再生計画の見直しを行っていることから、県の貸付金についても償還猶予などの側面支援を検討している。

1 再生計画に基づく取り組み

(1) 分譲宅地販売の促進

- ① 定期借地権設定による販売方式を導入した団地の販売実績（きらりタウン赤碕など）

	H21	H22	H23	備考
販売件数	5	11(うち、定借 6)	10(うち、定借 6)	定借以外は分譲(売買)

(定期借地権の概要：建築主が市町と 50 年以上の期間を定めて借地契約を締結することを前提に公社が市町に土地を販売する仕組み。)

- ② 団地の区画割りを見直し、面積を狭小化（きらりタウン赤碕など）

- ③ 販売実績

	H21	H22	H23（1月末現在）	備考
販売件数	11	24	21（他に予約申込み 3）	販売目標：20 区画/年

(2) 経常経費の削減等

- ① 県の融資により金融機関からの借入金の一括返済
金融機関からの有利子借入金 22 億円を一括繰上償還し、利子負担を軽減(▲47,000 千円)
- ② 県営住宅管理代行業務の受託
- ③ 賃貸住宅事業の見直し
必要最小限の修繕に止め、経費を削減(▲19,084 千円)
- ④ 業務体制の合理化
- ア 役員の削減（常勤役員 2 名を 1 名に削減、人件費 ▲5,051 千円）
- イ 職員の削減及び職員給与の引き下げ（人件費 ▲9,327 千円）
- 退職者に対する補充は行わず、必要な人員は、再任用、非常勤職員で対応
 - 平成 21 年 1 月から年 16%の給与引き下げを実施



約 80,000 千円/年の経費を削減

2 経常収支

(1) 分譲事業収入と経常利益の推移（※H23 は見込額）

(百万円)

年度	分譲事業収入			経常利益			評価損
	再生計画	実績	差引	再生計画	決算	差引	
H21	185	133	△52	△38	△48	△10	△14
H22	185	215	30	△15	△40	△25	△26
H23	185	226	41	△6	△56	△50	△28

(2) 課題

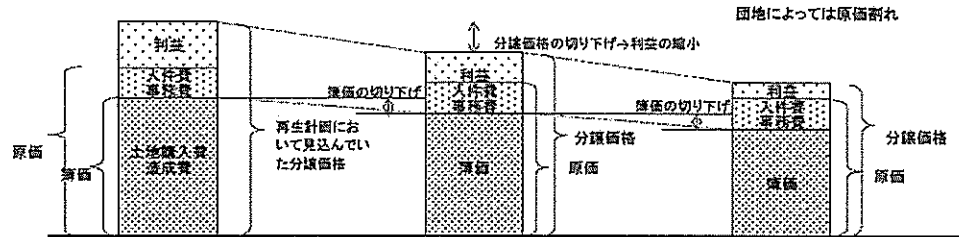
① 分譲事業収益の縮小

- ・計画策定時の想定を上回る地価の下落に伴い、分譲事業の収益性が著しく低下。
→計画以上の宅地数を販売しても、原価を差し引くとわずかな収益しか得られない。

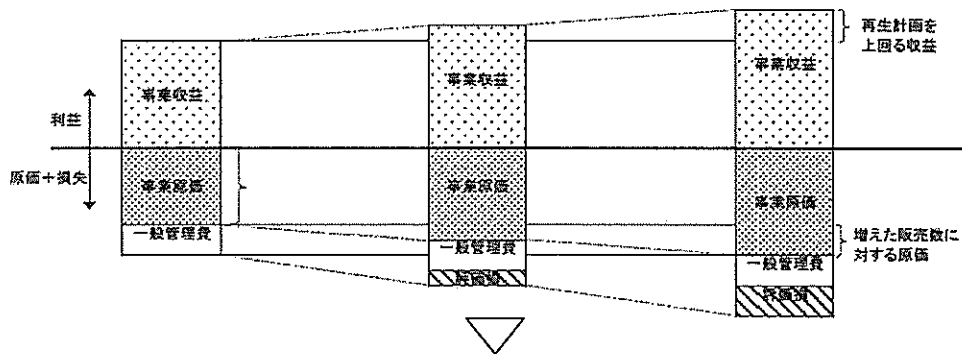
② 損失の拡大

- ・当該年度に見込まれる未販売宅地の『「簿価」と「時価」との差額』を評価損として3カ年連続して損失を計上しており、経常損益が好転しない。

■分譲事業収益の縮小



■損失の拡大(事業収益の減少、評価損の計上に伴う経常利益の縮小)



さらなる経営改善と経費削減が必要

3 再生計画の見直しの方向性

(1) 宅地分譲事業の強化と利益の確保

- ・販売目標を20区画から25区画に引き上げ。
- ・販売が長期に渡る団地は、さらに近年の下落率を見越した値下げを行い、販売を促進。

(2) 有利子借入金の繰り上げ償還による利息負担軽減

(3) 賃貸住宅保有資産に係る経費の削減

- ・修繕等維持管理経費を必要最小限にとどめ適期に売却処分

(4) 業務体制の合理化

- ・年功序列型給与体系を見直しトータルの人件費が抑制されるような給与体系に変更。
- ・新聞広告など広告宣伝費を削減

4 県の対応方針

今年度末から返済することとしている経営安定化資金の元本(237,000千円)及び利息(11,185千円)の償還を暫定的に1年間繰り延べし、現在、公社が作業中の再生計画の見直し結果に基づき、来年度以降の県貸付金の返済方法についても再検討する。

5 見直しによる効果

- 経常経費をさらに削減(約30,000~40,000千円/年)
- 平成27年度に経常利益を黒字化(平成25年度からの経営安定化資金の償還を想定)
- 平成35年度に経営安定化資金を完済